

建築物の定期調査等で調査方法等が見直されました

建築基準法の告示基準（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から建築物の定期調査報告において、調査方法等が変更されました。

併せて、建築基準法施行規則の改正により、建築計画概要書第二面に【18. 建築基準法第 12 条第 1 項の規定による調査の要否】欄が追加されました。

■改正事項

外装仕上げ材（タイル）等の調査方法の追加

従来のテストハンマーによる打診以外に無人航空機による赤外線調査が可能となりました。なお、全面打診等の実施周期^{*1}や実施箇所^{*2}について変更はありません。

※1 竣工後、外壁改修又は全面打診等を実施した後 10 年を超え、最初に実施する定期調査等の時

※2 落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分

※改正告示の内容等の詳細については、国土交通省のHPを御参照ください。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000161.html)

階段の調査方法及び判定基準の明示

仕上げ材のひび割れ、鋼材の錆・腐食、木材の腐朽・損傷等や防水層の損傷の有無等、階段各部の劣化及び損傷状況に関して、目視、触診や設計図書での確認が必要となりました。